

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、利益ある成長を通じて、企業価値を継続的に高めていくという経営の基本方針を実現するために、経営上の組織体制の整備に基づくアカウンタビリティの履行と経営に対するチェック機能の強化を経営上の最も重要な課題のひとつと位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社 草創	580,400	38.94
ビービーエイチフォー フィデリティ ロープライズストックファンド 常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行	115,740	7.76
古川 教行	48,580	3.26
古川 恵子	48,360	3.24
内藤 征吾	47,100	3.16
小黒 良太郎	46,800	3.14
田畑 憲士	38,000	2.54
株式会社オートパックスセブン	36,000	2.42
小黒 美樹子	30,600	2.05
金野 茂樹	24,600	1.65

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐野 尚見	他の会社の出身者											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐野 尚見	○	独立役員に選任しております。	経営者としての豊富な経験、実績、見識を活かし、当社の事業活動に有益な助言をいただけるものと確信し、また、コーポレートガバナンスの観点からも望ましい人物であると判断して社外取締役として選任しております。 また、当社との関係において、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び内部監査部門(監査部)は、会計監査人の監査計画、監査結果報告をうけるとともに定期的に会計監査人と意見交換を行っております。
また、監査役は、内部監査部門(監査部)より定期的に報告を受けるとともに随時情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
今成 達之	他の会社の出身者													○
齊藤 浩司	公認会計士													○

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
今成 達之	○	独立役員に選任しております。	当社との関係において、一般株主と利益相反が生じるおそれのある事由に該当しておらず、当社取締役の職務執行の妥当性を監督する観点から適切な人物であると判断し、独立役員に選任しております。
齊藤 浩司	○	齊藤浩司公認会計士事務所代表独立役員に選任しております。	公認会計士としての専門的視点から適正な監査と助言が期待できるため。 同氏は、当社会計監査人である監査法人A&Aパートナーズの代表社員でしたが、2017年9月をもって出身法人を退職しており、出身法人の意向に影響される立場にないと判断しております。 したがって、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員の選任しております。

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役へのインセンティブ付与の関する施策は、実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役に対する報酬額を総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は、次の通りです。

- ・取締役の個人別の報酬等の額または、その算定方針の決定に関する方針
- 当社の取締役の報酬は、基本報酬、賞与および役員退職慰労金で構成する。
- 基本報酬と賞与は、取締役の報酬限度年額3億円以内(2014年6月20日開催の第31期定時株主総会決議)で担当業務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する。
- 役員退職慰労金は、役員在任期間における担当業務、貢献度を総合的に勘案して株主総会付議案を決定する。
- 取締役の個人別の報酬等のうち、利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標その他の当該株式会社またはその関係会社の業績を示す指標を基礎としてその額または数が算定される報酬等がある場合には当該業績連動報酬等に係る業績指標の内容および当該業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針
- 該当事項なし。
- 取締役の個人別の報酬等のうち、金銭でないものがある場合には、当該非金銭報酬等の額の内容および当該非金銭報酬の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針
- 該当事項なし。
- 上記の報酬等の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定の関する方針
- 上記がすべてであり、業績連動報酬または非金銭報酬はなし。
- 取締役に対し報酬を与える時期または条件の決定に関する方針
- 基本報酬は、定期給与として支給する。
- 賞与は、毎期の業績に応じて支給の有無、支給額を決定し、翌期5月に支給する。
- 取締役の個人別の報酬等の内容について決定の全部または一部を取締役その他の第三者に委任することとするときは、次に掲げる事項
- イ. 当該委任を受ける者の氏名または当該株式会社における地位および担当
- 代表取締役社長 古川教行
- ロ. イの者に委任する権限の内容
- 基本報酬と賞与の額の決定
- ハ. イの者の者によりロの権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容
- 該当事項なし。
- 尚、取締役の個人別報酬のうち、役員退職慰労金は、在任年数満28年以上の取締役については取締役会において、また、専務取締役、常務取締役、取締役は、取締役会より委託された役員退職金委員会(代表取締役1名、取締役副社長1名、社外取締役1名、社外監査役1名)が役員退職金支給案を決定する。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

基本報酬と賞与は、取締役会により委託された代表取締役社長が、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当業務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する。

前各号に掲げる事項のほか、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項
該当事項なし。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、経営企画室より取締役の開催、議案内容等の情報伝達を行い、取締役会での意見交換、決議が円滑に遂行できるように努めています。

社外監査役に対しては、常勤監査役より随時情報伝達を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会)

当社の取締役会は、代表取締役社長 古川教行が議長を務めております。その他のメンバーは取締役 田畑憲士、取締役 小野 敦、取締役 岡野良信、取締役 足立浩二、取締役 古川隆太郎、取締役 藤井敏光、社外取締役 佐野尚見の取締役8名(うち社外取締役1名)で構成され、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、各取締役の業務執行の状況を監督しております。

また、取締役会にはすべての監査役(うち社外監査役2名)が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

(監査役会)

当社は、監査役制度を採用しております。監査役 細矢公司、社外監査役 今成達之、社外監査役 齊藤浩司の常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。監査役会は、毎月の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。すべての監査役は、取締役会に出席し必要に応じて意見陳述を行う等、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

また、監査部及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行う等連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社を取り巻く市場環境の変化に対応するため、8名の取締役(うち、社外取締役1名)による迅速な意思決定と取締役会の活性化を図り、経営の迅速化と効率的な経営システムの構築を図っております。

当社の社外取締役は、客観的視点での陳述等により、当社への経営参画及び取締役会への監督機能の強化を行います。

また、当社は監査役会設置会社であり、監査役3名のうち、2名の社外監査役を選任しております。社外監査役は、企業の監査業務及び経理業務、公認会計士等の専門性の高い知識と豊富な経験を有しております。

業務監査及び監査役監査の実施により、経営監視機能の客観性及び中立性の確保については、十分に機能する体制が整っているものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知につきましては、株主様が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう早期発送に努めています。 また、当社は、発送日前にTDnet及び自社ウェブサイトに株主総会招集通知を掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日の設定は、集中日を避けるよう配慮してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、決算説明資料、期末(中間)報告書、定時株主総会招集通知等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社および当社子会社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社グループは、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、すべての取締役および従業員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努める。
また、当社グループは、定期的に実施する内部監査を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令、定款および社内諸規定に準拠して適正・妥当かつ合理的に行なわれているかを調査・検証することにより、会社財産の保全ならびに経営効率の向上に努める。
2. 当社および当社子会社の損失の危険管理に関する規程その他の体制
当社グループは、リスク管理の推進に関して、リスクに係る規程を設定、運用を図る。リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合は、監査部長は速やかに社長ならびに取締役会に報告する。有事においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとする。
3. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
当社グループは、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画および各年度事業計画を立案する。経営計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務執行の効率化を図る。
4. 当社および当社子会社の取締役の職務執行に係る情報の保管および管理に関する事項
当社グループは、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を適正に記録し、法令および「文書取扱規程」に従い定められた期間保存する。
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社は、「事業会社管理規程」に基づき、事業会社に対する適切な経営管理を行う。
また、当社グループは、毎月1回、当社および当社子会社の取締役が出席するグループ月次経営会議を開催し、当社グループにおける重要な事項が報告され対応を協議する。
当社子会社の規模・業容、グループ全体に占めるウェイト等を考慮しつつ、子会社に対する適宜、適切な内部監査・検査を当社監査部が定期的実施することにより、当社グループにおける業務の適正を確保する。
6. 当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が、当社監査役に報告するための体制
監査役は、取締役会等重要な会議に出席し、当社グループの取締役および従業員から重要事項の報告を受ける。
当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員は、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うとともに、当社グループの経営に重大な影響を及ぼす事項が発生または、発生する虞がある場合は、遅滞なく報告する。
7. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社および当社子会社は、上記の報告を行った当社および当社子会社の取締役、監査役ならびに従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取り扱いを行わない。
8. 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
9. その他監査役職務の執行が実効的に行なわれていることを確保するための体制
代表取締役社長と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つこととする。
また、「内部監査規程」において、監査部長は監査役との密接な連携を保つように努めなければならない旨を定め、監査役監査の実効性の確保を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 当社および当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保する。
- また、反社会的勢力による不当要求等に備えて組織体制を整備するとともに、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。
- 反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、役職員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部署に任せることなく組織的な対応を行なう。
- またいかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事両面からの法的対応を行う。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示に係る方針)

当社は、投資家への適時適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行なえるように社内体制の充実に努めます。

(適時開示体制の概要)

当社では、情報開示担当役員が責任者となり、必要に応じ顧問弁護士、会計監査人および主幹事証券より助言を受け、迅速で正確かつ公平な会社情報の適時開示を実施するよう努めております。

決定事実に関する情報は、適時開示規則に定められた事項に該当するか否かの判断を情報開示担当役員が行ない、開示が必要な場合は、経営企画室より速やかに開示を行ないます。

発生事実に関する情報は、経営企画室が情報の取り纏めを行い、情報開示担当役員に報告し、上記と同様に情報開示担当役員の判断のうえ、経営企画室より開示が行なわれます。

決算に関する情報は、取締役会の承認を得たのち、経理財務部が開示を行ないます。

なお、情報開示は、適時開示情報伝達システム(TDnet)、東京証券取引所内記者クラブへの資料投函および自社ホームページへの掲載により行っております。

(コーポレートガバナンス体制)

